

○那覇市政功労者表彰条例施行規則

1965年9月1日
規則第21号

改正 昭和56年4月11日 規則第10号
昭和57年5月1日 規則第12号

平成9年12月1日 規則第32号
平成14年12月27日 規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市政功労者表彰条例(1961年那覇市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(功労章の制式)

第2条 市政功労章の制式は、第1号様式のとおりとする。

2 市政功労者は、市政功労者台帳(第2号様式)に登録する。

(市政功労章のはい用)

第3条 市政功労章は、本人に限り終身はい用する。

2 市政功労章は、左胸部にはい用するものとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 那覇市政功労者記章(1961年那覇市告示第82号)は、廃止する。

3 この規則施行前にすでに表彰を受けたものに対しては、第2条第1項に定める市政功労章を贈るものとする。

付 則 (昭和56年4月11日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和57年5月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成9年12月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年12月27日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。